

千葉港における東京湾北部地震 発生時の震後行動

令和 元年 7月

千葉港BCP連絡協議会

目 次

■総則、事前行動編

| | |
|----------------------|---|
| I. 総則 | 1 |
| (1) 震後行動計画策定の目的 | 1 |
| (2) 本計画の対象 | 2 |
| (3) 本計画の使い方 | 2 |
| (4) 本計画の改訂方針 | 2 |
| II. 事前行動 | 3 |
| (1) 千葉港 BCP 連絡協議会の開催 | 3 |
| (2) 訓練計画 | 3 |
| (3) 情報連絡、共有体制 | 3 |

■緊急物資輸送活動に係る震後行動編

| | |
|--------------------------|----|
| III. 緊急物資輸送活動に係る震後行動 | 6 |
| (1) 緊急物資輸送活動に係る震後行動計画の目的 | 6 |
| (2) 行動計画の目標 | 7 |
| (3) 行動計画の実施方針 | 7 |
| (4) 基本対応パターン | 8 |
| (5) 主な関係者と役割 | 13 |

■石油供給活動の経路確保に係る震後行動編

| | |
|-------------------------|----|
| IV. 石油供給活動の経路確保に係る震後行動 | 16 |
| (1) 石油供給活動の経路確保の行動計画の目的 | 16 |
| (2) 行動計画の目標 | 16 |
| (3) 行動計画の実施方針 | 16 |
| (4) 基本対応パターン | 17 |
| (5) 「災害時石油供給連携計画」勧告時の体制 | 17 |
| (6) 千葉港における製油所、油槽所 | 18 |

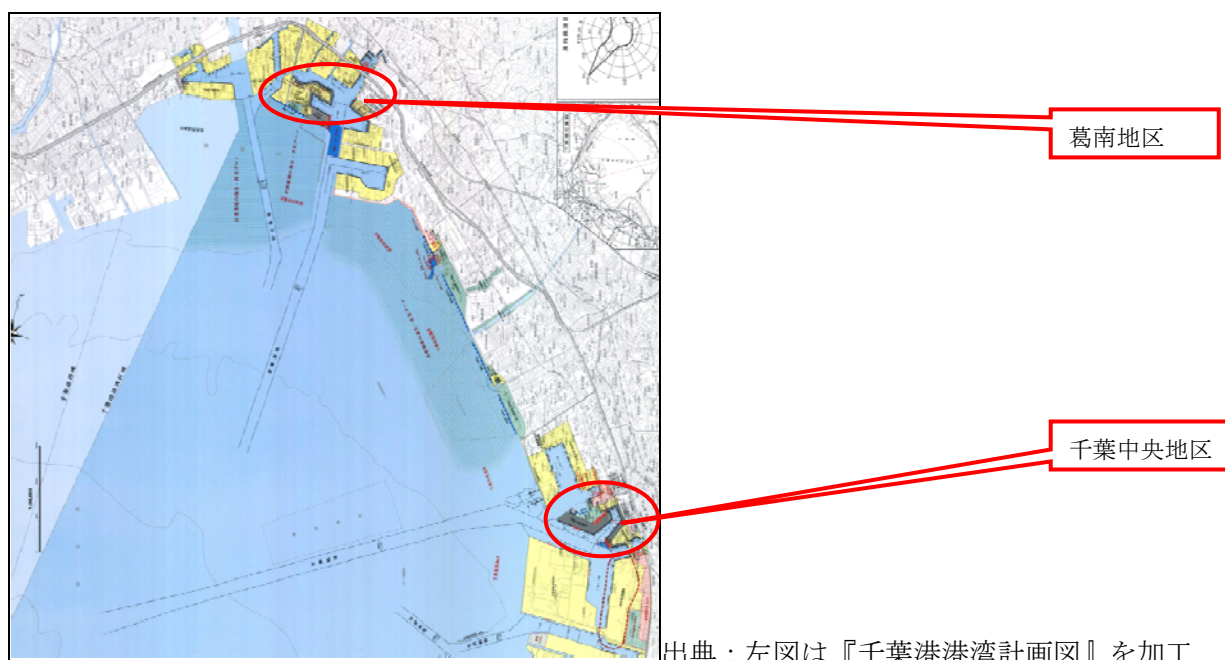
総則、事前行動編

I. 総則

(1) 震後行動計画策定の目的

東京湾北部地震等で千葉県内に大きな被害をもたらす大規模地震が発生した場合、千葉港の耐震強化岸壁は、食料、生活必需品、仮設トイレ、仮設住宅等の救援物資、及び重機等の復旧資機材を被災地へ運ぶ輸送拠点となります。

図 千葉港における緊急物資の受入拠点



港湾活動は、多岐に渡る関係者間の高度なネットワークにより支えられており、ひとたび大規模な地震が発生した場合、行政機関、民間事業者等さまざまなネットワークが途切れることにより港湾機能の麻痺が生じる可能性が高くなります。

千葉港 BCP 連絡協議会では、大規模地震発生時に、早期の機能回復を行い、海上から円滑に緊急物資を受け入れることができるよう、災害発生時における各者の役割や行動、相互の関係を事前に協議しています。また、千葉港が直接の被災を受ける場合のほかに、横浜港や東京港等が被災した場合の千葉港での支援のあり方についても同様に事前に協議を行っています。

本震後行動計画は、これまでの協議をふまえ、災害発生時に関係者が連携して的確な対応を行うために、情報共有しておくべきことを、震後行動計画としてまとめたものです。

なお、千葉港 BCP 連絡協議会では、各事業主体が事業継続できる状態であってはじめて災害時協定に基づく要請にも対応できるものと考えており、それぞれの震後行動計画策定についても推進、支援してまいります。

(2) 本計画の対象

以下を前提として想定しています。

- ①発災想定→東京湾北部地震、冬、平日18時発災
- ②対象者 →緊急物資輸送活動に関わる諸団体等の防災担当者、行政担当者
- ③対象期間→緊急物資輸送活動

：発災～72時間の緊急物資輸送活動が始まるまで

図 東京湾北部地震による震度分布

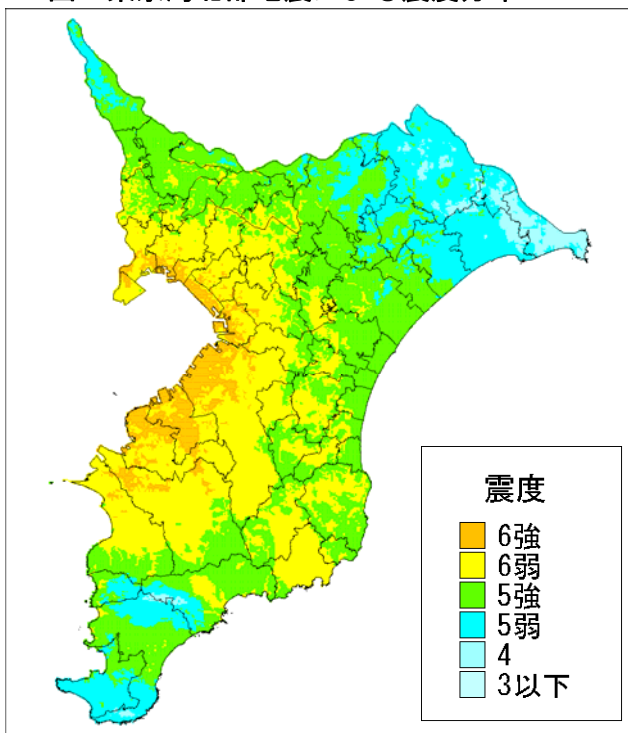
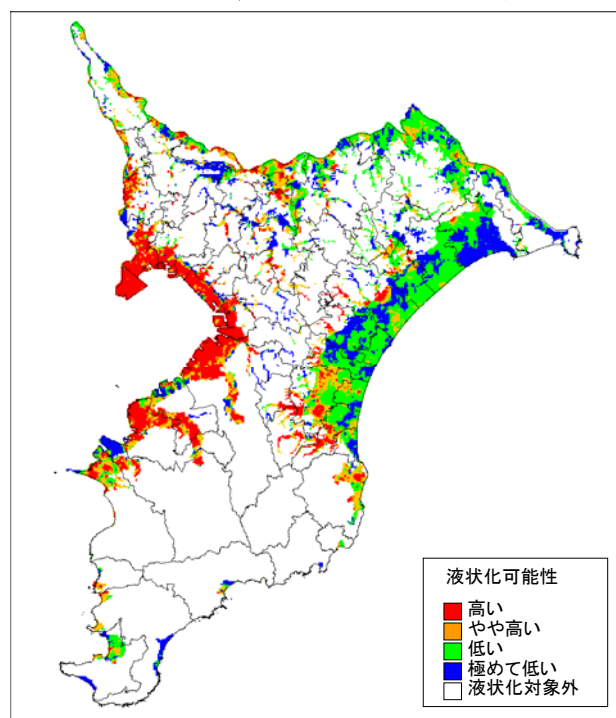


図 東京湾北部地震による液状化危険度分布



出典：上2図とも「千葉県地域防災計画」より抜粋

(3) 本計画の使い方

本計画の分担により、平常時から各団体や組織内の連絡体制や業務分担を決めてください。また、緊急物資輸送活動の実施は、各主体の事業継続が前提となりますので、各関係者は、災害時の事業継続に必要な準備、検討をお願いします。

(4) 本計画の改訂方針

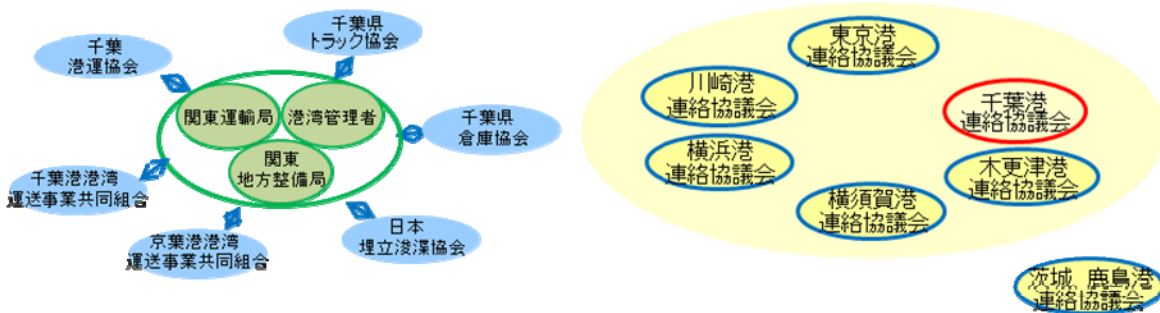
本震後行動計画は、協議会作業部会での検討や各種訓練を行い、その結果をもとに、内容の見直しを行い、より実践的なものにしていくこととしています。

II. 事前行動

(1) 千葉港 BCP 連絡協議会の開催

本協議会の目的は、あらかじめ関係者の災害発生時における各者の役割や行動、相互の関係を事前に確認しておき、大規模地震発生時には各関係者が情報共有を行いながら、的確な対応を行うことができるようにすることである。

図 千葉港 BCP 連絡協議会体制図



(2) 訓練計画

定期的に訓練を実施し、関係者との連携体制の確認を行う。また、P D C A サイクルの考えに基づき、訓練結果を行動計画に反映、修正を行う。

(3) 情報連絡、共有体制

●情報連絡網の構築

通常業務の関係を最大限活用し、情報連絡網を構築する。

情報連絡網については、内容に変更が生じた場合、事務局に連絡を行い、その都度更新を行うものとする。

●情報共有体制

災害時には、国土交通省、千葉県県土整備部のホームページで、被災情報を集約・発表することとする。

併せて、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）も積極的に活用し、情報発信を行っていく。

なお、被災でインターネットが閲覧出来ない場合に備え、国土交通省関東地方整備局千葉港湾事務所にて、ホームページの内容を掲示する。（次項参照）

①被災情報が集約・発表されるホームページ（* 平時からブックマークの上、確認をお願いします）

：港湾等インフラ全般に関する災害情報

<http://www.mlit.go.jp/>



：道路の被災情報

<http://www.jartic.or.jp/>



○宮城県北部地震（H15）の時の発表例（抜粋）

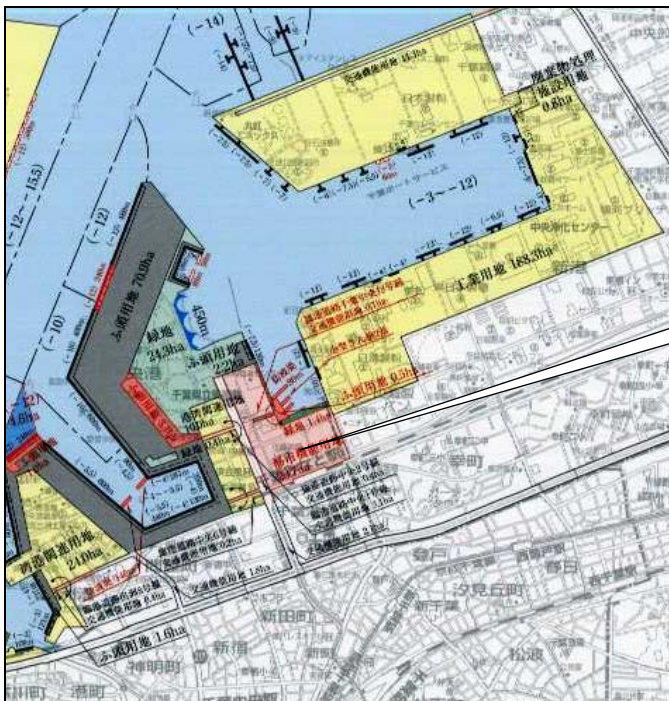
・港湾：

| 都道府県名 | 管理者名 | 港湾名 | 地区名 | 施設名 | 被害状況等 | 施設使用の可否 | 定期航路等への影響 |
|----------------------|------|-------------------|-----|----------|-----------------------|---------|-----------|
| 宮城県 | 宮城県 | 石巻港 | 雲雀野 | 岸壁(-13m) | 岸壁背後のエプロンに一部段差 | 可 | 無 |
| | | | 大曲 | 物揚場(-2m) | L=30m,W=5m(7cmエプロン沈下) | 可 | 無 |
| | | | 釜 | 臨港道路 | L=10m(側溝付近の噴砂) | 可 | 無 |
| 上記以外各港各施設異常なし(最終確認済) | | | | | | 可 | 無 |
| 福島県 | 福島県 | 各港湾各施設異常なし(最終確認済) | | | | 可 | 無 |

・道路：

| 県名 | 路線名 | 箇所 | 被害状況 | 延長 | 発生日時(規制日時) | | 備考 |
|-----|-------------|----------|------|---------|------------|-------|-------------------------|
| | | | | | 日 | 時 | |
| 宮城県 | (主)石巻鹿島台大衝線 | 矢本町大塩三ツ谷 | 路面亀裂 | 0.05km | 7/26 | 4:00 | 全面通行止め→7/27 20:00片側交互通行 |
| 宮城県 | (主)奥松島松島公園線 | 松島町手樽 | 路面隆起 | 0.005km | 7/26 | 8:00 | 片側交互通行→7/27 18:00解除 |
| 宮城県 | (一)大島波板線 | 気仙沼市小同汐 | 法面崩落 | 1.5km | 7/26 | 7:30 | 全面通行止め→7/28 16:30解除 |
| 宮城県 | (一)涌谷田尻線 | 涌谷町下町 | 路面段差 | 0.03km | 7/26 | 10:00 | 片側交互通行→7/27 18:45解除 |

②千葉港で被災情報が閲覧可能な場所



国土交通省関東地方整備局
千葉港湾事務所

出典：左図は『千葉港港湾計画図』を加工

※個人情報が含まれているため非公表とする。

《千葉港 BCP 連絡協議会連絡網》

平成 年 月現在

| 組織名 | 項目 | 連絡順位 | | |
|------|------------------------------|-----------|----|----|
| | | 1位 | 2位 | 3位 |
| 関係団体 | 千葉港運協会 | 所属 | | |
| | | 役職 | | |
| | | 氏名 | | |
| | | 一般電話 | | |
| | | E-Mail PC | | |
| | | FAX | | |
| | | 携帯電話 | | |
| | | E-Mail 携帯 | | |
| | (一社)千葉県トラック協会 | | | |
| | 千葉港港湾運送事業共同組合 | | | |
| | 京葉港港湾運送事業共同組合 | | | |
| | (一社)日本埋立浚渫協会関東支部 | | | |
| 行政機関 | 国土交通省関東運輸局千葉支局 | | | |
| | 国土交通省関東地方整備局 千葉国道事務所 | | | |
| | 千葉県千葉港湾事務所 | | | |
| | 千葉県葛南港湾事務所 | | | |
| | 千葉県県土整備部 港湾課(事務局) | | | |
| | 国土交通省関東地方整備局 千葉港湾事務所(事務局) | | | |

**緊急物資輸送活動に係る
震後行動編**

Ⅲ. 緊急物資輸送活動に係る震後行動

(1) 緊急物資輸送活動に係る震後行動計画の目的

- ・ **首都圏における大規模地震発生時には、国民生活を維持するため、海上からの緊急物資の供給を迅速に行うことが港湾に求められる。**
 - ：大規模地震発生時の被災者に対する水・食料等の物資の備蓄は3日程度しかなく、以降は外部から大量輸送する必要があり、物資供給が途絶えると被災者の生活維持が困難になる。
 - ：首都直下地震対策大綱においては、被災地に対して、道路、海上、空路のすべてを使った緊急支援物資の供給が想定されている。
 - ：海上からの緊急物資輸送の実施、支援については、耐震強化岸壁を最大限に活用した海上からの緊急物資輸送の実施が求められる。
- ・ **早期に海から被災地への物資輸送ルートを確認することが必要で、そのためには耐震強化岸壁（葛南地区、千葉中央地区）を最優先で復旧することが必要である。**
 - ：まず、耐震強化岸壁を最優先で点検・復旧し、物資中継拠点機能を確保。あわせて、港内の航路啓開のため、障害物調査及び障害物の除去を実施し、海上輸送ルートを確認。
 - ：緊急物資輸送の第1船の到着時刻に合わせ、荷卸し・荷捌きに必要な最小限の部分、アクセス道路等を復旧し、以降、順次利用可能部分を拡大する。
- ・ **耐震強化岸壁（葛南地区、千葉中央地区）での物資中継機能を最短時間で確立し、耐震強化岸壁を効率的に稼働させることが必要である。**
 - ：最小限の部分の復旧タイミングに合わせ、緊急輸送物資の船卸、海上輸送基地内での荷捌き、保管・管理、物資集積拠点へのオペレーション実施体制を確認する。
- ・ **上記を実現するために、復旧、運用での整合のとれた、かつ官民が連携した行動計画を策定する。**
 - ：緊急物資輸送には多くの関係機関、組織、企業が介在しており、各者相互の調和のとれた行動計画を各々が取組み、広域協働体制を構築し、緊急物資輸送の最適化を実現する。

(2) 行動計画の目標

- ・ 3日分の備蓄がなくなる前に被災地へ緊急物資を届けるために、海上から物資輸送できる体制を24～72時間以内に構築する。

(3) 行動計画の実施方針

●耐震強化岸壁の復旧

- ・ 耐震強化岸壁を段階的に応急復旧する。

- ①発災後24時間以内に航路、耐震強化岸壁、アクセス路の被災状況を把握し、被災のない耐震強化岸壁を供用し、最低限の緊急輸送基盤を確保する。
- ②発災後24～72時間以内に耐震強化岸壁の緊急復旧、航路、臨港道路の啓開を行い、供用を開始する。
- ③耐震強化岸壁の全面供用を7日以内に実施する。

●緊急物資輸送船舶の着岸

- ・ 緊急物資輸送船の着岸を可能にする航行支援（タグ、船舶通信）を行う。

- ①災害時には、行政の通信網を活用した発地からの連絡、湾口部でのポートラジオへの連絡などを行いつつ、バース調整を行う。
- ②緊急物資輸送船の位置情報、予定情報等船舶動静情報を把握するとともに、関係者と協力して湾内での航行管制・支援体制を構築する。
- ③また、24時間体制に対応した、タグ等ポートサービス関連業務を実施するため、関係者間の協力体制を構築する

- ・ 着岸を可能にする湾口航路～耐震強化岸壁の航路啓開を行う。

- ①耐震強化岸壁の船舶着岸には、航路の啓開が不可欠であり、早急に耐震強化岸壁に至る航路について、点検・啓開を行う。
- ②障害物については、除去、又は緊急物資輸送船の航行の障害とならない水域に移動したり、障害物の位置の情報提供を行う等の応急措置を行う。
- ③除去した障害物を陸揚げする岸壁については、別紙候補地において関係者間で調整し決定する。

●耐震強化岸壁の運用

- ・ 積出港から輸送船、貨物に関する情報を取得する。

- ①積出港側から船種、出発時刻、到着予定時刻、荷役機械の有無、積荷明細、ハッチリストを耐震強化岸壁側へ送る。
- ②耐震強化岸壁では積出港からの情報をもとに、荷役の準備に入る。

- ・ 耐震強化岸壁の荷役オペレーションを確立する。

- ①積出港からの情報を基に、船卸、検数等の荷物の受渡し手続きを行う。

- ②耐震強化岸壁等で、一時保管、仕分、搬出を行う。
- ③耐震強化岸壁からトラックを使って搬出を行う。

(4) 基本対応パターン

東京湾北部地震発災時の緊急物資輸送活動について、各関係者の業務と時間目標を基本対応パターンとして提示した。

基本対応パターンの整理に際しては、千葉県地域防災計画、関東地方整備局業務継続計画にある対処行動、時間軸をベースとして事務局で想定した各者の役割を落とし込んだものを作成した。

■緊急物資輸送での重要業務と時間目標（例）

①海上輸送基地に係る緊急物資輸送での重要業務と時間目標（冬・平日 18 時発災の場合）

| | | 発災～3 時間 | 3～12 時間 | 12～24 時間 | 24～48 時間 | 48～72 時間 | 72 時間～ |
|-------------|---|---|--|--|--|--|--|
| 達成業務 | | ◇ 参集、情報収集 | ◇ 点検等の開始 | ◇ 海面の障害物除去 | ◇ 海上輸送基地の応急復旧、運用開始 | ◇ 地域防災拠点へ物資到着 | |
| 行政機関 | 千葉県 千葉港 BCP 連絡協議会 | * 事前検討に従い対応。必要に応じ集まる。 | | | | | |
| | 千葉県 | <ul style="list-style-type: none"> ■参集 <ul style="list-style-type: none"> ：速やかに体制を設置 ■被害情報の収集 <ul style="list-style-type: none"> ：海上輸送基地となる岸壁、荷捌地の被災情報の収集 | <ul style="list-style-type: none"> ■在港船舶の避難 <ul style="list-style-type: none"> ：千葉港長と調整し、各種連絡、情報提供を行った上で、適切に避難させる | <ul style="list-style-type: none"> ■海上交通機関へ輸送の要請 <ul style="list-style-type: none"> ：海上輸送基地間の海上輸送が必要な場合、各船舶輸送関係者に緊急輸送協力の要請 ■海面の障害物の収集、一時係留 <ul style="list-style-type: none"> ：港務艇、清掃船を出動、処理。必要に応じ、直轄千葉港湾事務所に協力要請 ■港運協会、倉庫協会へ協力要請 <ul style="list-style-type: none"> ：荷役・荷捌き・保管及び輸送に必要な人員・機材の提供を千葉港運協会に要請。また、緊急物資の保管のため、千葉県倉庫協会に協力を要請 | <ul style="list-style-type: none"> ■海上輸送基地の応急復旧、確保 <ul style="list-style-type: none"> ：直轄千葉港湾事務所と協力要請。 ：被害状況、輸送船舶等の情報を把握、岸壁、荷捌地、上屋確保 | <ul style="list-style-type: none"> ■ほとんどの地区で物資集積拠点から食料等を地域防災拠点に輸送 | <ul style="list-style-type: none"> ■物資輸送活動を継続 |
| | 関東地方整備局 | <ul style="list-style-type: none"> ■参集 <ul style="list-style-type: none"> ：参集状況に応じて体制を確保 ■地震情報等の把握（2-3 時間以内） <ul style="list-style-type: none"> ：監視カメラ、マスコミ情報、気象海象情報、防災ヘリ情報を収集 | <ul style="list-style-type: none"> ■岸壁、航路、防波堤等の緊急点検 <ul style="list-style-type: none"> ：耐震強化岸壁、航路・泊地、臨港道路、開発保全航路の緊急点検を速やかに実施 ■耐震強化岸壁背後道路の被災状況把握 <ul style="list-style-type: none"> ：耐震強化岸壁から主要幹線道路に繋がる臨港道路の被災状況について情報収集 ■最低限度の緊急輸送基盤の確保 <ul style="list-style-type: none"> ：緊急点検、情報収集結果に基づき、被害のない一部耐震強化岸壁の供用を行い、最低限度の緊急輸送基盤を確保するべく対策を講じる ■埋没への協力要請 <ul style="list-style-type: none"> ：応急復旧活動への応援協力を要請（要員、資機材の確保要請） ■港湾管理者の復旧支援 <ul style="list-style-type: none"> ：港湾管理者からの支援要請に対し、支援調整を図る | <ul style="list-style-type: none"> ■緊急輸送支援 <ul style="list-style-type: none"> ：千葉県の要請に応じて不足が予想される輸送業者（陸、海）確保のための要請活動を支援する ：緊急輸送を実施する際に必要とされる許可等の手続きの簡素化、迅速化等法令の弾力的運用を検討する ■関係機関への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ：関係機関への情報提供を継続する | <ul style="list-style-type: none"> ■耐震強化岸壁の緊急復旧。一部供用 <ul style="list-style-type: none"> ：緊急物資輸送用耐震強化岸壁は、緊急復旧によりできるだけ早く（3 日以内）一部供用させる。 ■臨港道路（千葉県主体）、航路の啓開 <ul style="list-style-type: none"> ：緊急輸送ルートとなる耐震強化岸壁から第一次優先道路に接続する臨港道路の通行機能確保対策及び荷捌きに必要な用地の確保を行う。同様に航路の機能確保対策を実施 <p style="text-align: right;">（上記 3 日以内）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■耐震強化岸壁の応急復旧 <ul style="list-style-type: none"> ：耐震強化岸壁の全面供用を 7 日以内に実施 | |
| 関東運輸局 | <ul style="list-style-type: none"> ■参集 <ul style="list-style-type: none"> ：参集状況に応じて体制を確保 ■地震情報等の把握 <ul style="list-style-type: none"> ：気象海象情報、マスコミ情報を収集 ■連絡手段の確保 <ul style="list-style-type: none"> ：関係機関、関係事業者との連絡手段を確保 | <ul style="list-style-type: none"> ■関係事業者等からの情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ：関係事業者等と協力し、施設被害等の情報を迅速に収集、相互に連絡 ■関係機関への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ：収集した事業者被害情報等を整理し関係機関へ提供 | <ul style="list-style-type: none"> ■緊急輸送支援 <ul style="list-style-type: none"> ：千葉県の要請に応じて不足が予想される輸送業者（陸、海）確保のための要請活動を支援する ：緊急輸送を実施する際に必要とされる許可等の手続きの簡素化、迅速化等法令の弾力的運用を検討する ■関係機関への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ：関係機関への情報提供を継続する | | | | |
| 関係団体 | 千葉港運協会 千葉港湾運送事業協同組合 千葉港港運送事業共同組合 | <ul style="list-style-type: none"> ■参集 <ul style="list-style-type: none"> ：参集状況に応じて体制を確保 | | <ul style="list-style-type: none"> ■要員の調達 <ul style="list-style-type: none"> ：千葉県の要請に応じ、荷役機械、要員を調達、活動体制を整える | <ul style="list-style-type: none"> ■荷役機械の調達、業務開始 <ul style="list-style-type: none"> ：海上輸送基地での荷役を開始 | | |
| | 千葉県倉庫協会 | <ul style="list-style-type: none"> ■参集 <ul style="list-style-type: none"> ：参集状況に応じて体制を確保 | | <ul style="list-style-type: none"> ■要員の調達 <ul style="list-style-type: none"> ：千葉県の要請に応じ、活動体制を整える | <ul style="list-style-type: none"> ■受入準備、保管開始 <ul style="list-style-type: none"> ：倉庫の空き状況を確認、緊急物資の保管の受入準備を整える ：海上輸送基地の近傍で、緊急物資の保管を開始 | | |
| | 千葉県トラック協会 | <ul style="list-style-type: none"> ■参集 <ul style="list-style-type: none"> ：参集状況に応じて体制を確保 | | <ul style="list-style-type: none"> ■トラック、要員の調達 <ul style="list-style-type: none"> ：千葉県の要請に応じ、トラック等、要員を調達、活動体制を整える | <ul style="list-style-type: none"> ■トラック輸送開始 <ul style="list-style-type: none"> ：海上輸送基地から物資集積拠点へトラック輸送を開始 | | |
| | 千葉曳船協会 | <ul style="list-style-type: none"> ■参集 <ul style="list-style-type: none"> ：参集状況に応じて体制を確保 | | <ul style="list-style-type: none"> ■船舶、要員の調達 <ul style="list-style-type: none"> ：千葉県の要請に応じ、活動体制を整える | <ul style="list-style-type: none"> ■海上輸送開始 <ul style="list-style-type: none"> ：千葉県の協定に基づき、災害応急業務を実施 | | |
| | 千葉県建設業協会 千葉県電業協会 千葉県測量設計業協会 千葉県建設コンサルタント業協会 千葉県地質調査業協会 | <ul style="list-style-type: none"> ■参集 <ul style="list-style-type: none"> ：参集状況に応じて体制を確保 ■岸壁等の状況把握 <ul style="list-style-type: none"> ：千葉県との協定に基づき、岸壁等の被害調査を実施 | | | <ul style="list-style-type: none"> ■海上輸送基地の応急復旧、確保 <ul style="list-style-type: none"> ：千葉県との協定に基づき、岸壁等の復旧作業を実施 | | |
| | (社)日本埋立浚渫協会 関東支部 | <ul style="list-style-type: none"> ■参集 <ul style="list-style-type: none"> ：参集状況に応じて体制を確保 ■要員/資機材等の調達、出動 <ul style="list-style-type: none"> ：関東地方整備局との協定に基づき、緊急復旧用の資機材要員等を調達、出動 | | | <ul style="list-style-type: none"> ■耐震強化岸壁等の緊急復旧 <ul style="list-style-type: none"> ：関東地方整備局との協定に基づき、緊急物資輸送用耐震強化岸壁（国有）等の緊急復旧作業を実施する | | |
| | 関連インフラ状況 ◇千葉・葛南土木事務所 ■関東地整港湾空港部 □関東地整道路部 | | <ul style="list-style-type: none"> ■基幹的広域防災拠点の機能回復 □特に重要な緊急輸送道路の応急復旧 <p style="text-align: right;">（上記 1 日以内）</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ◇緊急輸送路の啓開完了 □緊急輸送路の応急復旧 <p style="text-align: right;">（上記 3 日以内）</p> | | |

②重要業務の内容

○「参集・体制設置」段階

・主体別の重要業務の内容

| 関係主体 | 重要業務の内容 | 目標時間 |
|-----------------|---|------------|
| 千葉県 | ○参集 ・発災直後、参集状況に応じて所定の体制を確保する。 | 発災直後から順次参集 |
| 関東地方備局 関東運輸局 | ○参集 ・発災直後、参集状況に応じて所定の体制を確保する。 | 発災直後から順次参集 |
| 各関係者 | ○参集 ・発災直後、被災状況に応じて所定の場所に参集する。 ・各関係機関（協会）は、加盟企業の被災状況を確認する。 | 発災直後から順次参集 |

○「点検・応急復旧等の情報収集」段階

・主体別の重要業務の内容

| 関係主体 | 重要業務の内容 | 目標時間 |
|------|---|--------|
| 千葉県 | ○被害情報の収集・報告 ・海上輸送基地となる3地区の耐震岸壁、荷捌地の被災状況を直接点検する。 ・上記岸壁の前面水域、港内航路の障害物の有無を点検する。 | 3時間以内 |
| | ○在港船舶の避難 ・千葉港長と調整し、各種連絡、情報提供を行った上で、適切に避難させる。 | 12時間以内 |
| | ○海面の障害物の収集、一時係留 ・港務艇、清掃船を出動、処理する。大型の漂流物等については、千葉県曳船協会にタグボートの出動を要請する。必要に応じて、直轄千葉港湾事務所の協力を要請する。 | 24時間以内 |
| | ○港運協会、倉庫協会へ協力要請 ・荷役及び輸送に必要な人員・機材の提供を千葉港運協会に要請。 ・緊急物資の保管のため、千葉県倉庫協会に協力を要請。 | 24時間以内 |
| | ○海上輸送基地の応急復旧 ・直轄千葉港湾事務所と協力の上、千葉港運協会、千葉港港湾運送事業協同組合、京葉港港湾運送事業協同組合、建設業協会、建設コンサルタント業協会、地質調査業協会に出動を要請する。被害状況、輸送船舶等の情報を把握し、岸壁、荷捌地、上屋を確保する。 | 48時間以内 |
| | ○臨港道路の啓開 ・緊急輸送ルートとなる耐震岸壁から第一次優先道路に接続する臨港道路の通行機能確保対策及び荷捌きに必要用地の確保を行う。 | 72時間以内 |

・主体別の重要業務の内容（続き）

| 関係主体 | 重要業務の内容 | 目標時間 |
|--------------|--|----------|
| 関東地方整備局 | ○地震情報等の把握 ・監視カメラ、マスコミ情報、気象海象情報、防災ヘリ情報を収集する。 | 2・3 時間以内 |
| | ○日本埋立浚渫協会への協力要請 ・応急復旧活動への応援協力を要請する（要員、資機材の確保要請）。 | 24 時間以内 |
| | ○岸壁、航路、防波堤等の緊急点検 ・耐震強化岸壁、航路・泊地、臨港道路、開発保全航路について、発災後速やかに緊急点検実施する。 | 24 時間以内 |
| | ○耐震強化岸壁背後道路の被災状況把握 ・耐震強化岸壁から主要幹線道路に繋がる臨港道路の被災状況について、情報収集する。 | 24 時間以内 |
| | ○最低限度の緊急輸送基盤の確保 ・緊急点検、情報収集結果に基づき、一部耐震強化岸壁の供用を行い、最低限度の緊急輸送基盤を確保するべく対策を講じる。 | 24 時間以内 |
| | ○港湾管理者の復旧支援 ・港湾管理者からの支援要請に対し、支援調整を図る。 | 24 時間以内 |
| | ○耐震強化岸壁の緊急復旧。一部供用 ・緊急物資輸送用耐震強化岸壁は、緊急復旧により 3 日以内のできるだけ早い時点で一部供用させる。 | 72 時間以内 |
| | ○航路の啓開 ・緊急輸送ルートとなる耐震岸壁から航路まで啓開を実施し、船舶接岸が出来るよう対策を講ずる。 | 72 時間以内 |
| 関東運輸局 | ○関係事業者等からの情報収集 ・災害発生後、関係事業者等と協力して、施設被害等の情報を迅速に収集し、相互に連絡する。 | 12 時間以内 |
| 日本埋立浚渫協会関東支部 | ○要員/資機材等の調達、出動 ・関東地方整備局との協定に基づき、緊急復旧用の資機材要員等を調達、出動する。 | 24 時間以内 |

○「活動体制整備（活動準備）」段階

・主体別の重要業務の内容

| 関係主体 | 重要業務の内容 | 目標時間 |
|--------|---|---|
| 千葉県 | ○千葉県トラック協会等へ協力要請 ・千葉県トラック協会等に対し輸送協力要請を行い、トラック、ドライバーの提供を要請する。 | 12 時間以内 |
| | ○海上交通機関へ輸送の要請 ・海上輸送基地間の海上輸送が必要になった場合、各船舶輸送関係者への緊急輸送協力の要請と活動体制の整備を要請する。 | 24 時間以内 |
| | ○千葉港運協会、千葉県倉庫協会へ協力要請 ・受入場所を決定し、荷役作業及び必要な要員、荷役機械等の提供を千葉港運協会に要請する。 ・緊急物資保管のため千葉県倉庫協会に協力を要請する。 | 24 時間以内 |
| 関東運輸局 | ○緊急輸送支援 ・千葉県の要請に応じて、不足が予想される輸送業者（陸、海）確保のための要請活動を支援する。 ・緊急輸送を実施する際に必要とされる許可手続きの簡素化、迅速化等法令の弾力的な運用を図る。 | 24 時間以内 |
| 各民間関係者 | ○関係者毎の活動体制の準備 ・千葉県の要請に応じて、輸送機器、要員を調達し、活動体制を整える。 ・倉庫の空き状況を確認し、緊急物資の保管の受入準備を整える。 ・関係者毎に受入準備の完了を千葉県に連絡する。 | 千葉県トラック協会、海上輸送関係者 ＝24 時間以内 千葉港運協会、千葉港・京葉港港湾運送事業協同組合、千葉県倉庫協会 ＝24 時間以内 |

○「緊急物資輸送活動実施」段階

・主体別の重要業務の内容

| 関係主体 | 重要業務の内容 | 目標時間 |
|--------|---|---------|
| 千葉県 | ○海上輸送基地の開設 ・海上輸送基地を確保する。 | 48 時間以内 |
| 各民間関係者 | ○関係者毎の緊急物資輸送活動の開始 ・海上輸送基地での荷役を開始する。 ・海上輸送基地から各地区の輸送基地（及び避難所）へのトラック輸送を開始する。 ・海上輸送基地の近傍で、緊急物資の保管を開始する。 | 48 時間以内 |

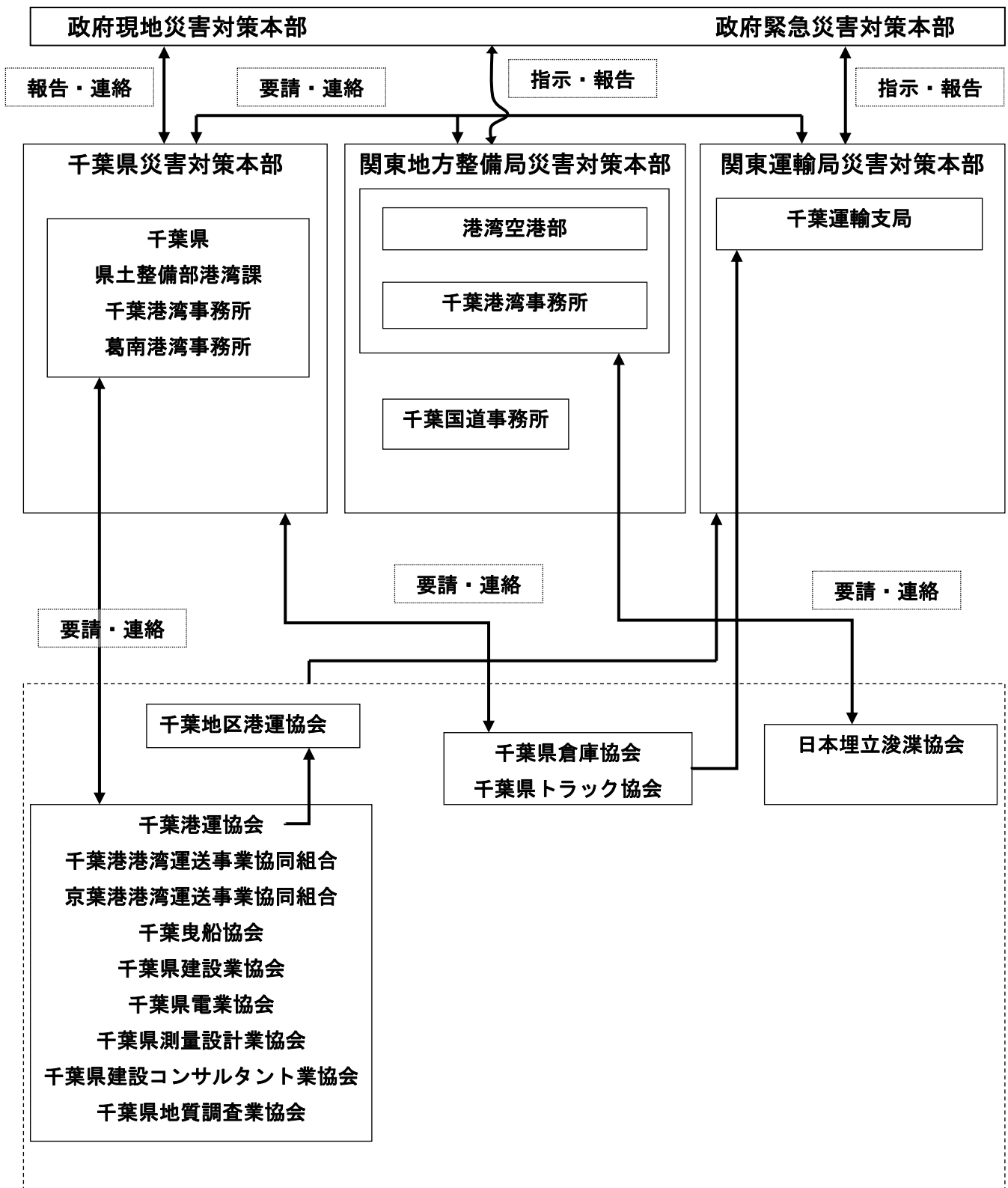
(5) 主な関係者と役割

公共機関及び協定団体等と主な役割は以下の通り。

表 公共機関及び協定団体等と役割

| 区分 | 主体 | 役割 | 根拠 |
|-----------------|---------------------------|--|---------------------------|
| 千葉県 | 災害対策本部 | 被害情報、支援・復旧状況の把握、関係機関との連絡調整緊急物資の受入れ、配分 | 千葉県地域防災計画 |
| | 港湾課 千葉港湾事務所 葛南港湾事務所 | 被災情報の収集、海上交通機関へ輸送の要請、海面の障害物の収集、一時係留保、耐震強化岸壁の応急復旧、耐震岸壁までのアクセス道路啓開 | |
| 国 | 関東運輸局 | 緊急輸送(部隊移動、医療搬送)の連絡調整、緊急輸送(物資、食料)の調整 | 関東運輸局業務継続計画 |
| | 関東地方整備局港湾空港部 | 施設点検、施設の使用可否判断・公表、緊急輸送基盤の確保、緊急復旧による耐震強化岸壁の供用 | 関東地方整備局業務継続計画 |
| | 関東地方整備局千葉港湾事務所 | 施設点検、施設の使用可否判断、緊急輸送基盤の確保、緊急復旧による耐震強化岸壁の供用、臨港道路・航路の啓開、自治体の支援 | 千葉港湾事務所業務継続計画 |
| 民間 | 千葉港運協会 | 緊急物資荷役 | |
| | 千葉港・京葉港湾運送事業協同組合 | 緊急物資荷役 | |
| | 千葉県倉庫協会 | 緊急物資の保管場所等の提供 ※物流施設は、県有施設を使用する場合有 | |
| | 千葉県トラック協会 | 自動車輸送の協力 | |
| | 千葉曳船協会 | 港湾区域内の災害応急業務のための曳船の出動 | |
| | 千葉県建設業協会 | 被害状況調査、応急措置、応急復旧工事及び建設資機材の提供 | 地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務協定 |
| | 千葉県電業協会 | | |
| | 千葉県測量設計業協会 | 被害状況調査及び応急復旧工事に必要な測量 | |
| | 千葉県建設コンサルタント業協会 | 施設点検及び応急復旧工事の設計 | |
| | 千葉県地質調査業協会 | 応急工事に必要な地質調査 | |
| (社)日本埋立浚渫協会関東支部 | 緊急的な応急対策に関する建設資機材等の出動 | | |

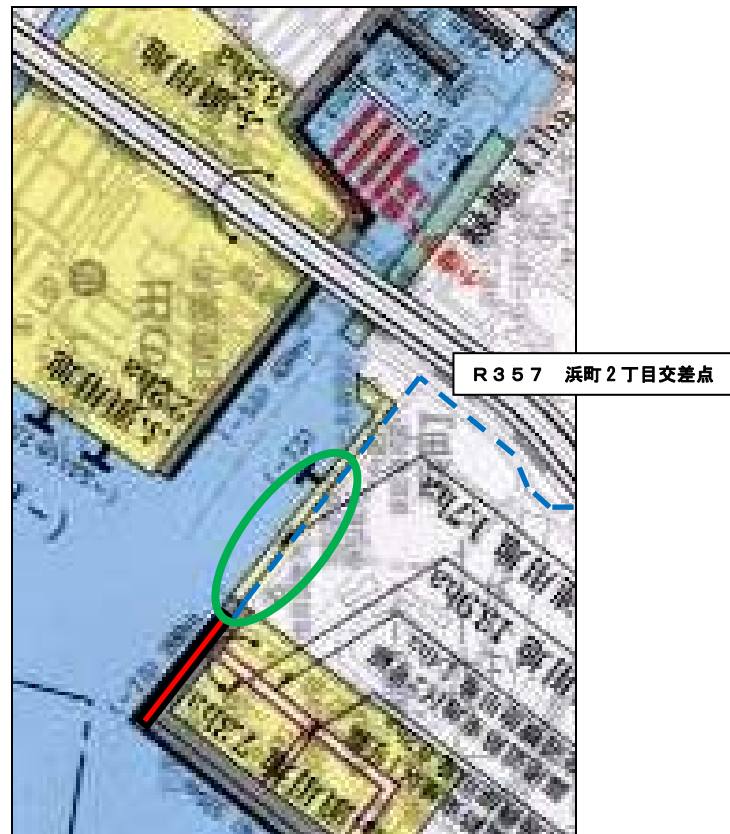
図 関係者の協力体制図



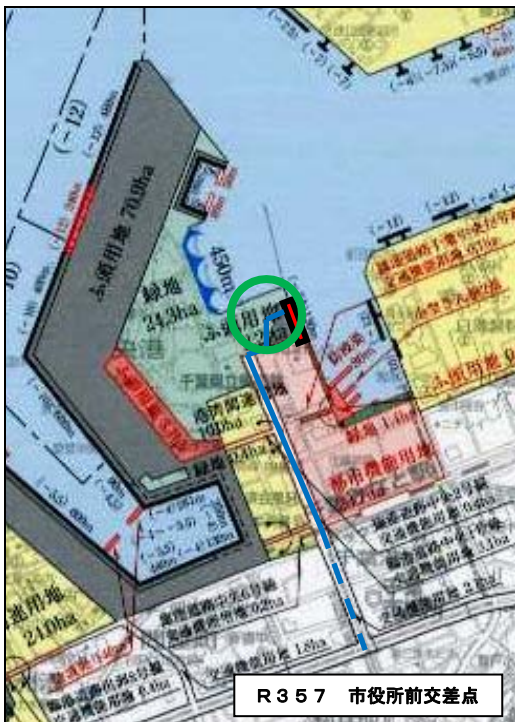
緊急物資受入拠点と輸送道路



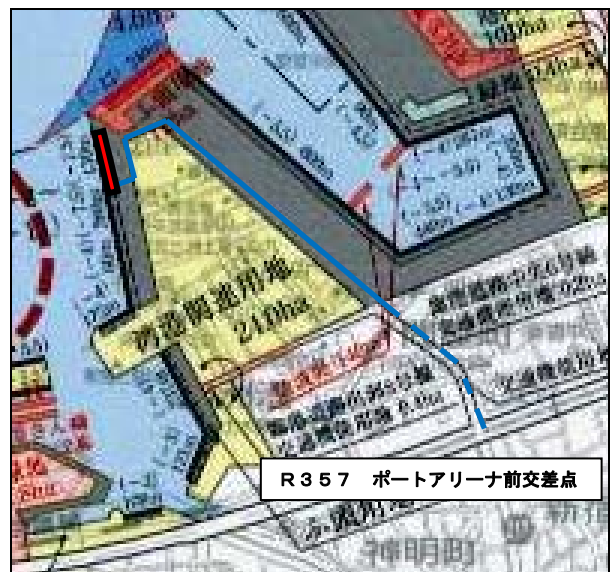
[葛南中央地区 中央ふ頭 南E岸壁(-12.0m) 240m]



[葛南東部地区 船橋東ふ頭 A,B岸壁(-7.5m) 260m]



[千葉中央地区 中央ふ頭 I岸壁(-7.5m) 130m]



[千葉中央地区 出洲ふ頭 C岸壁(-7.5m) 130m]

出典：上図は『千葉港港湾計画図』を加工

| 凡例 | |
|----|--------------|
| | 緊急輸送道路及び臨港道路 |
| | 耐震岸壁 |
| | 揚収物一時保管場所候補地 |

石油供給活動の経路確保に係る 震後行動編

IV. 石油供給活動の経路確保に係る震後行動

(1) 石油供給活動の経路確保の行動計画の目的

- ・東京湾北部地震発生時における国民生活や社会経済への影響を最低限とするために、石油供給活動（拠点からの搬出・搬入）の経路を確保することが港湾の社会的な責務である。

：東京湾北部震発生時、石油の一次供給を担う石油精製・元売会社は、経済産業大臣勧告の下、各社共同で策定した「災害時石油供給連携計画」（以下、連携計画）に基づき、連携体制を構築して被災地等への石油の供給活動に従事する蓋然性が高い。

※特定石油精製業者等及び特定石油ガス輸入業者等に対する勧告等（備蓄法第33条第1項）

経済産業大臣は、我が国における災害の発生により第13条第1項の経済産業省令で定める地域への石油（石油ガスを除く。）の供給が不足する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、～（中略）～災害時石油供給連携計画を実施すべきことを勧告することができる。

：石油精製・元売会社は、首都圏の各港湾に供給拠点である製油所・油槽所を設置しており、それらの搬入・搬出経路を確保する必要がある。

- ・政府方針を踏まえた災害時の石油供給活動のための航路啓開の早期開始を目指す。

※首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画（平成28年3月29日中央防災会議幹事会）抜粋

：関東地方整備局及び港湾管理者は、石油精製業者等の策定した「系列BCP」と整合を取りつつ、「港湾BCP」に基づき、被災地域内の使用できる、又は早期に復旧できる製油所・油槽所に通じる航路啓開を優先的に行う。

(2) 行動計画の目標

- ・コスモ石油(株)千葉製油所、JXTGエネルギー(株)千葉製油所、出光興産(株)千葉事業所、富士石油(株)袖ヶ浦製油所、JXTGエネルギー(株)市川油槽所の石油燃料等供給経路となる航路啓開を優先的に実施し、石油供給活動の経路を確保する。

(3) 行動計画の実施方針

●石油供給活動の経路の復旧

- ・航行支援、航路啓開を行う。

①石油供給等輸送船の着岸には航路の啓開が不可欠であり、国、港湾管理者は、関係者と協力して、早急に製油所、油槽所に至る、東京湾中央航路～緊急確保航路～港湾区域内航路について、優先的に点検・啓開を行う。

②なお、航路啓開に関しては、経済産業省から政府緊急災害対策本部を介して国土交通省へ要請があり、自治体もしくは、関東地方整備局への要請に基づいて

決定される。

- ③また、国、港湾管理者は、関係者と協力して湾内での航行管制・支援体制を構築する。あわせて、水先等ポートサービス関連業務を実施するため、関係者間の協力体制を構築する。

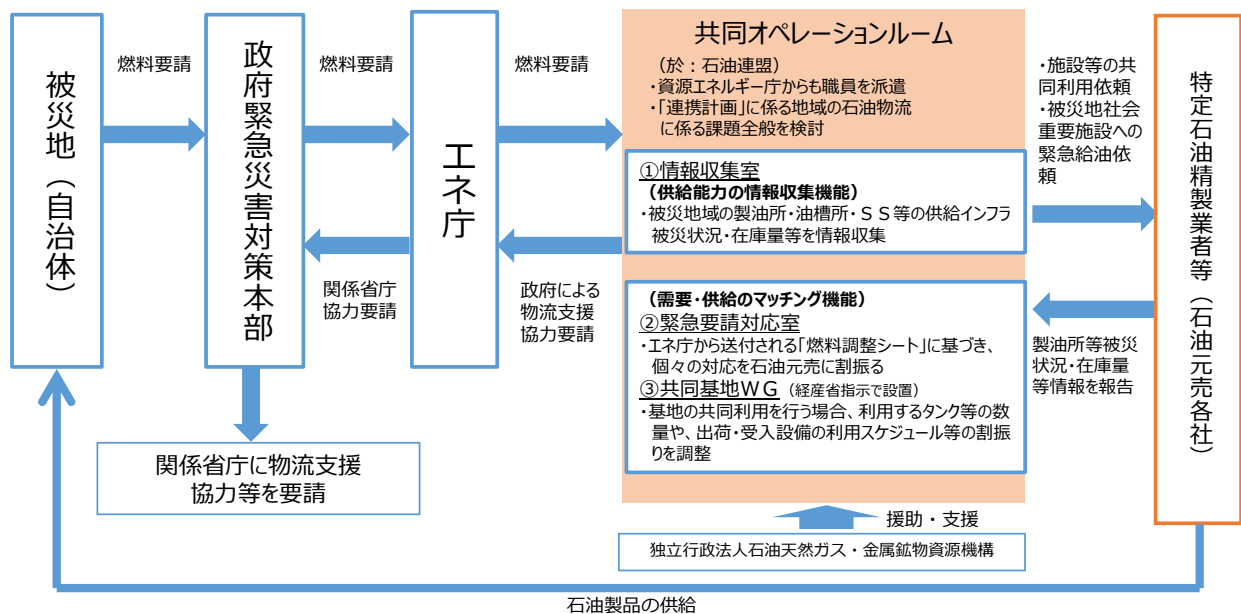
(4) 基本対応パターン

港湾BCP（震後行動計画）では、緊急物資輸送及び国際物流活動に関する基本対応パターンを作成しているが、東京湾北部地震時は、経済産業大臣より「災害時石油供給連携計画」実施の勧告がなされることが想定され、石油燃料等供給について、石油連盟（経産省職員派遣）において共同オペレーションが実施されることから、本計画独自の基本対応パターンは作成しない。

(5) 「災害時石油供給連携計画」勧告時の体制

体制図は以下の通り。

図 体制図



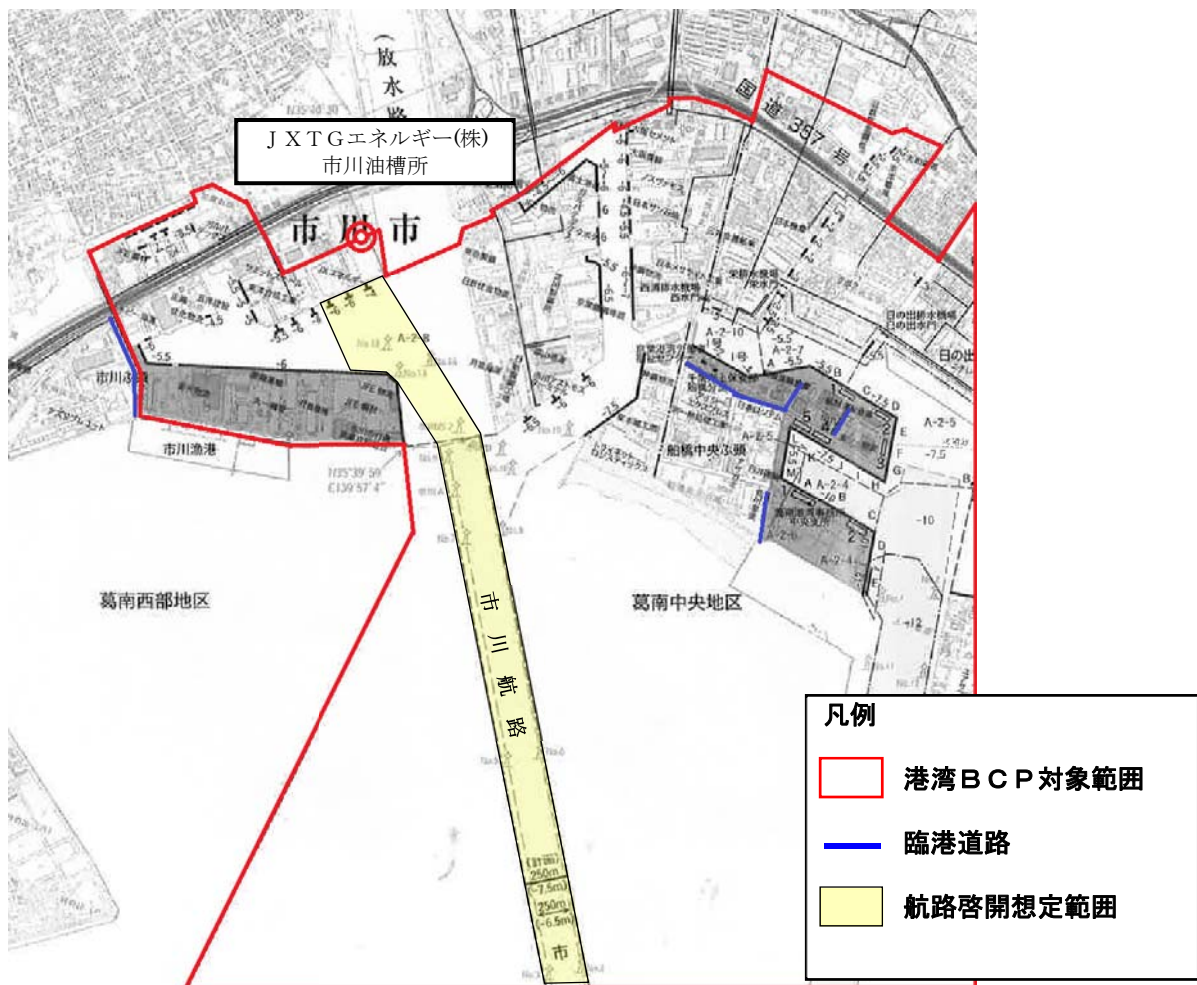
※出典元：災害時石油供給の円滑化のための取組（平成30年6月 資源エネルギー庁 石油精製備蓄課）

(6) 千葉港における対象の製油所、油槽所

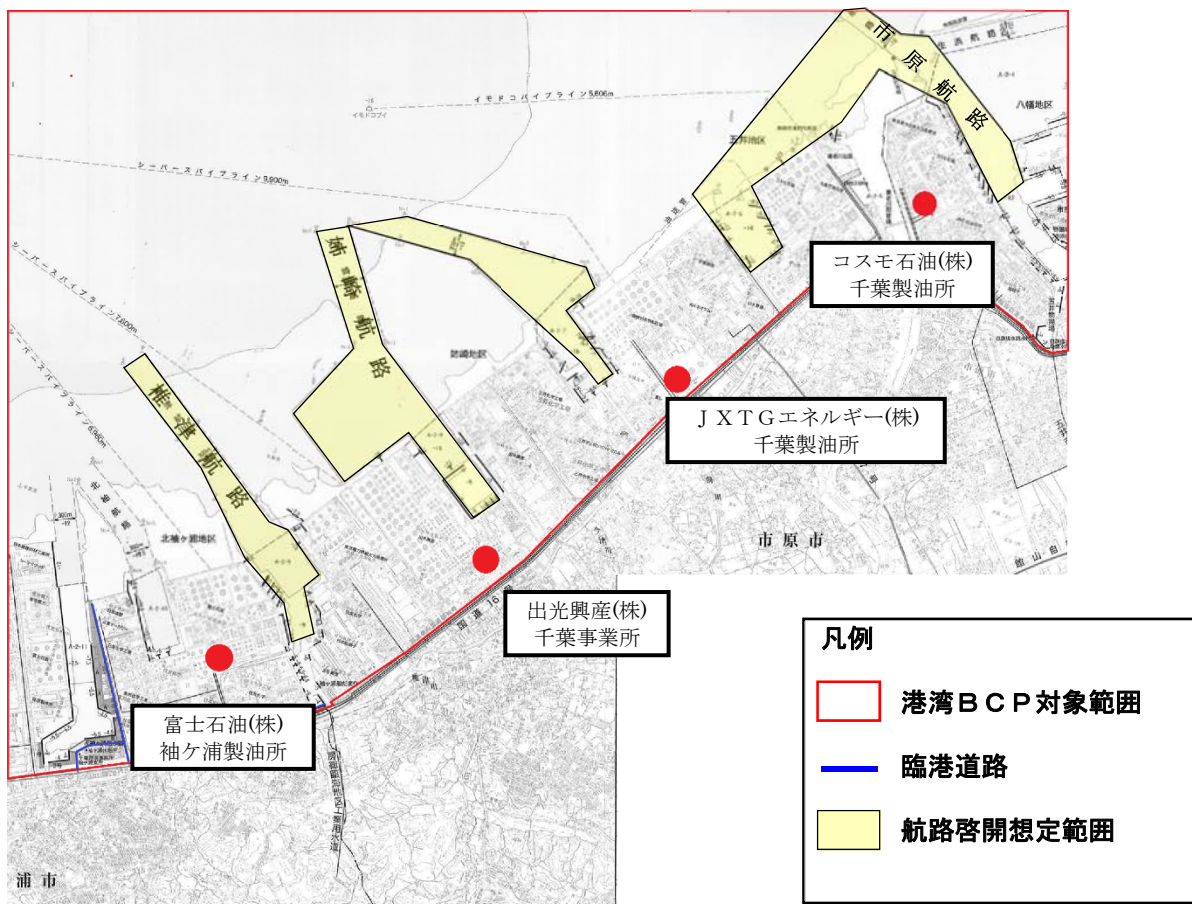
別表6-1 製油所・油槽所

| 製油所・油槽所名 | 住所 |
|---|---------|
| コスモ石油 千葉製油所 | 千葉県市原市 |
| 東燃ゼネラル石油 千葉工場 (現：JXTGエネルギー(株) 千葉製油所) | 千葉県市原市 |
| 出光興産 千葉製油所 (現：出光興産(株) 千葉事業所) | 千葉県市原市 |
| 富士石油 袖ヶ浦製油所 | 千葉県袖ヶ浦市 |
| JXエネルギー 市川油槽所 (現：JXTGエネルギー(株) 市川油槽所) | 千葉県市川市 |

※出典元：首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画（平成28年3月29日中央防災会議幹事会）



※市川航路から緊急確保航路までの航路も含む。(図示は省略)



※市原市川航路、姉崎航路、椎津航路から緊急確保航路までの航路も含む。(図示は省略)